

○国立大学法人筑波技術大学監事候補者選考委員会規程

令和4年12月21日
規程第67号

最終改正 令和6年3月29日規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法に基づき文部科学大臣が行う国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の監事の任命に際して、文部科学省が求めるところにより、本学が次期候補者（以下「監事候補者」という。）を文部科学省に推薦するに当たり、本学における監事に求める役割、人材像等（以下「求める人材像等」という。）を踏まえ、透明性のあるプロセスによって当該監事候補者の選考を行うため設置する国立大学法人筑波技術大学監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 選考委員会は、求める人材像等を定め、これに基づいて監事候補者選考を行う。

(組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事又は副学長 2人

(3) 学長が指名する学外有識者 2人

(任期)

第4条 選考委員会委員の任期は、監事候補者が監事として任命されるまでとし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 委員は、選考委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 選考委員会に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年12月21日)

この規程は、令和4年12月21日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。